

第3期小野市子ども・子育て支援事業計画（案）にかかる パブリックコメント実施結果

1 実施概要及び結果について

- (1) 実施期間 令和6年12月20日（金）～令和7年1月10日（金）
- (2) 実施方法 市ホームページ上での電子掲載
- (3) 周知方法 市ホームページ及び広報おの12月号で周知
- (4) 意見の提出方法
 - ・市ホームページ掲載の意見提出用紙で提出
 - ・市LINE公式アカウントから直接意見を書き込んで提出
- (5) 意見件数2件（2名）

2 意見の要旨と市の考え方

No	分類	意見の内容（要旨）	意見に対する市の考え方
1	参考意見	病児保育やシッター制度の取り入れや拡充をして、共働き世帯が子供の体調に左右されることなく働けるようにしてほしい。	令和5年度に実施した就学前児童及び小学生児童保護者対象アンケート調査の結果によると、「他人に看てもらうのは不安」「仕事を休める」といった理由から、病児保育の利用希望は1～2割程度しかありませんでした。 また、民間事業者（りあんず）が行っている病児保育は4床ありますが、令和5年度における市民の利用は延243人でした。年間約200日（土日を除く）の開所として計算すると、1日平均1.2人の利用、そして病床利用率は30%ということになります。 インフルエンザが蔓延する時期には4床満杯になることもありますが、年間で見ますと病床利用率は30%であるため、市としては、病児保育やシッター制度の拡充は今のところ考えておりません。

No	分類	意見の内容（要旨）	意見に対する市の考え方
2	参考意見	育児休業の期間について1年6ヶ月以上が少ないのは、【認可保育所では、育児休業中、下の子が1歳をすぎた年度末で上の子が保育所の継続不可】であることが原因でもある。公務員である私は3年の育児休業が希望できる。現在1歳の次男の育児休業中である。そのため長男（3歳児）が3月末で保育所から退所になる。 これは、【長男の保育所継続のため、育児休業を1年6ヶ月に短縮し職場復帰する】か、【育児休業を続け、長男を退所させ、別のこども園、幼稚園への転園】の選択である。保育所であっても、育児休業中は上の子の入所を継続できるよう、変更してほしい。	保護者が育児休業を取得した場合、すでに保育施設を利用しているお子様が退園となる、いわゆる育休による退園についてですが、現在、小野市においては国の見解と保護者の育児不安に鑑み、下の子どもが満1歳を迎える年の年度末まで継続入所を認めているところです。 一方で、国が推し進める働き方改革、育児休業取得の促進や期間延長等に相まって、見直しされる自治体が増えていることも認識しています。 市としましても、国の動向を注視しながら、育休による退園のあり方について検討を進めていきたいと考えています。

3 実施結果を受けた計画策定

現時点での案を引き続き精査してまいります。